

我孫子市公募補助金 平成28~30年度の交付団体を募集します

交付期間 平成28年度から3年以内
補助金の範囲 補助対象経費の10~50%
応募資格 営利を目的としない、公益の増進に寄与する任意団体または特定非営利活動法人で、5人以上で構成され、活動拠点が市内にあり、かつ、市内で活動している団体。※政治や宗教を主たる目的とする団体、同一の事業・目的で市から他の補助金を受けている団体、市や市教育委員会と共催する事業・活動は除きます。
審査方法 我孫子市補助金等検討委員会(市民・学識経験者5人による第三者機関)の審査を経て、市が決定。
申込方法 申請書類(市民活動支援課、あびこ市民活動ステーションで配布。市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を明記し、添付書類を添えて、8月3日(月)午後5時までに持参(郵送不可)。
用・図 市民活動支援課・内線490
◎平成27~29年度 新たに補助金が交付される団体(11団体・下表参照)

団体名	対象補助事業	補助限度額
我孫子市子ども会育成連絡協議会	子ども会活動への支援、育成者の研修、ジュニア・リーダー育成、子ども関連の団体と連携した文化活動。	40万円
我孫子市消費者の会	安全・安心な消費生活を実現するための啓発活動(イベントなど)、消費問題に関する研修会、調査・研究など。	5万円
お話しボランティア「ひまわり」	高齢者宅や施設における傾聴活動、福祉に関する意見交換会、研修会への参加。	3万円
特定非営利活動法人東葛市民後見人の会	成年後見制度を普及・啓発するための講演・講習会や市民後見人養成講座の開催、相談事業など。	30万円
我孫子市視覚障害者協会	福祉まつりなどへの参加による視覚障害者への理解促進、ボランティアとの交流、日常生活の向上と自立促進のためのパソコン研修会の開催など。	15万円
我孫子市ろうあ協会	聴覚障害者への理解促進、会員の交流、手話講座の開催など。	10万円
我孫子市肢体不自由児者父母の会	肢体不自由児者および心身障害者への理解促進のための啓発活動(各種イベントへの参加)、生きがいづくりのための交流活動、社会福祉施設見学などの研修。	5万円
心のボランティアトゥハート	精神障害者への理解促進や社会参加を図るための支援事業の協力(デイケア・心の健康クラブ等)、地域活動支援センターへの支援活動。	3万円
我孫子市スポーツ少年団	スポーツ少年団の各種大会の運営、駅伝大会の開催など。	44万円
あびこふるさと会	我孫子市に古くから伝わる伝統芸能「大杉囃子」の継承、後継者の育成、老人ホームへの慰問活動など。	7万円
我孫子自主夜間中学「あびこプラスワン」	不登校生や障害者、外国人、高齢者などの学習や学び直しの支援、新規会場の確保など。	9万円

小規模事業者経営改善資金(マル経融資) 利用者に対し利子補給します

市内小規模事業者の経営の安定と資金調達の円滑化を図るため、4月から小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を受けた事業者に対し利子補給をします。
対象者 次の全てに該当する事業者①市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいること②個人にあつては、市内に居住していること③市民税または法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと④我孫子市商工会会長から推薦を受け、小規模事業者経営改善資金融資を受けていること
利子補給期間 融資を受けた日から5年以内
利子補給率 我孫子市中小企業資金融資制度の実質負担金利(利子補給率1.5%適用)と同一水準となるように調整した率
用 企業立地推進課 ☎7185-2214

用 市では、不動産を売りたい・貸したい・買いたい人の相談窓口として、不動産相談を開催しています。「相続で土地が手に入ったけど、どのようにしたら良いだろうか」「しばらく家を空けるので貸したい」などの相談や空き家、空き地の有効活用など、あらゆる不動産相談に専門家が答ええます。
 また、リフォーム工事や増築工事でお悩みの方は、同時に住宅相談も開催しています。「リフォームを考えているが、どのような業種にお願いすれば良いのだろうか」「お風呂をバリアフリー化したい」などの相談に、建築士などが所属する「我孫子市住宅センター協議会」の会員がお答えします。
相談日 毎月第2金曜日(8月を除く)※要事前予約
 予約受付日など、詳しくは毎月1日号の広報あびこ「市民相談」をご覧ください。
用 建築住宅課・内線601

パブリックコメント



【共通】
閲覧場所 各担当課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、あびこ市民プラザ、各図書館分館、各近隣センター、市ホームページ、あびこ市民活動ステーション(2)のみ
意見の提出方法 意見提出書(各閲覧場所、市ホームページに用意)に記入のうえ、公表期間中に①担当課へ郵送・ファクス・Eメール・電子申請、持参②閲覧場所の窓口に出すまたは備え付けの意見書投函箱に投函してください。

(1) 我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)について
趣旨 標記支給が8月から現物給付することに伴い、千葉県重度心身障害者(児)医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正を受けて、条例を改正するものです。
公表期間 4月16日(木)~5月7日(木)
提出先・用 〒2700-1192 市役所障害福祉支援課(住所省略可)・内線389、☎7183-1158、☒public_kochiba.jp

(2) 我孫子市市民公益活動・市民事業支援指針の改定(案)について
趣旨 我孫子市市民公益活動・市民事業支援指針を見直し、市が取り組むべき推進施策を再検討し、全文を改定するものです。
公表期間 4月16日(木)~5月15日(金)
提出先・用 〒2700-1192 市役所市民活動支援課(住所省略可)・内線489、☎7185-5777、☒spc@city.abiko.chiba.jp

【共通】
閲覧場所 各担当課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、あびこ市民プラザ、各図書館分館、各近隣センター、市ホームページ、あびこ市民活動ステーション(2)のみ
意見の提出方法 意見提出書(各閲覧場所、市ホームページに用意)に記入のうえ、公表期間中に①担当課へ郵送・ファクス・Eメール・電子申請、持参②閲覧場所の窓口に出すまたは備え付けの意見書投函箱に投函してください。

【共通】
閲覧場所 各担当課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、あびこ市民プラザ、各図書館分館、各近隣センター、市ホームページ、あびこ市民活動ステーション(2)のみ
意見の提出方法 意見提出書(各閲覧場所、市ホームページに用意)に記入のうえ、公表期間中に①担当課へ郵送・ファクス・Eメール・電子申請、持参②閲覧場所の窓口に出すまたは備え付けの意見書投函箱に投函してください。

【共通】
閲覧場所 各担当課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、あびこ市民プラザ、各図書館分館、各近隣センター、市ホームページ、あびこ市民活動ステーション(2)のみ
意見の提出方法 意見提出書(各閲覧場所、市ホームページに用意)に記入のうえ、公表期間中に①担当課へ郵送・ファクス・Eメール・電子申請、持参②閲覧場所の窓口に出すまたは備え付けの意見書投函箱に投函してください。

国民健康保険税 制度改正のお知らせ

4月からの国の制度改正に伴う国民健康保険税の改正内容などをお知らせします。
用 国保年金課・内線353、354

◆所得の少ない世帯における保険税の軽減判定所得の基準が改正(下表)

世帯主、国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等の合計が一定以下の世帯は、保険税の「均等割額」および「平等割額」が軽減されます。※所得の申告をしていない場合は軽減判定ができません。所得のない方も忘れずに申告してください。

軽減制度の改正内容

改正前(平成26年度まで)	改正後(平成27年度から)
7割軽減 総所得金額等の合計額が33万円以下	変更なし
5割軽減 33万円+(24万5000円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下	5割軽減 33万円+(26万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下
2割軽減 33万円+(45万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下	2割軽減 33万円+(47万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療保険の被保険者となり、国保の資格を喪失した後も同一世帯に属する方です。

◆保険税賦課限度額が改正されました

「地方税法施行令の改正」により、27年度から保険税の賦課限度額が、医療保険分52万円、後期高齢者支援金分17万円、介護保険分16万円となります。なお、保険税率は据え置きとなります。※27年度の「国民健康保険税納税通知書」は、6月15日(月)に発送予定です。

賦課限度額の改正内容

	改正前	改正後
医療保険分	51万円	52万円
後期高齢者支援金分	16万円	17万円
介護保険分	14万円	16万円
計	81万円	85万円

行政相談をご利用ください

行政相談委員は、行政相談委員法に基づいて総務大臣から委嘱された民間有識者で、地域の身近な相談相手として、全国に5000人配置されています。委員は、総務省と連携を図りながら国の仕事などに関する苦情や意見、要望をお聞きして、相談した方に助言したり、関係する行政機関等に通知するなど、活動を無報酬で行っています。毎月、行政相談を実施していますので、ご利用ください。
相談日時 毎月第4水曜日午前10時~正午
場所 市民相談室(市役所本庁舎2階)
用 秘書広報課・内線269

ご存じですか? 不動産相談・住宅相談

市では、不動産を売りたい・貸したい・買いたい人の相談窓口として、不動産相談を開催しています。「相続で土地が手に入ったけど、どのようにしたら良いだろうか」「しばらく家を空けるので貸したい」などの相談や空き家、空き地の有効活用など、あらゆる不動産相談に専門家が答ええます。
 また、リフォーム工事や増築工事でお悩みの方は、同時に住宅相談も開催しています。「リフォームを考えているが、どのような業種にお願いすれば良いのだろうか」「お風呂をバリアフリー化したい」などの相談に、建築士などが所属する「我孫子市住宅センター協議会」の会員がお答えします。